

令和5年6月2日
山形県警察本部

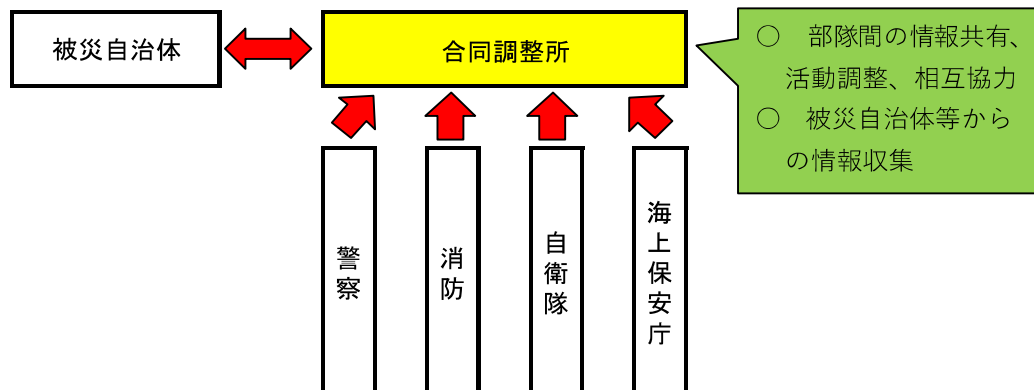
大規模災害に備えた警察との緊密な連携
～ 災害発生時の「合同調整所」の設置・運用 ～

1 「合同調整所」の設置

- 防災基本計画（中央防災会議、令和4年6月）
第2編「各災害に共通する対策編」、第2章「災害応急対策」
災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。
- 「山形県地域防災計画」にも明記

※ 「災害対策基本法」第34条

中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して、毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。



2 災害現場における「合同調整所」の運用状況



鶴岡市西目地区土砂災害現場
(令和4年12月31日発生)



静岡県熱海市土石流災害現場
(令和3年7月3日発生)